

平成二十二年八月二十日受領  
答 弁 第 五 二 号

内閣衆質一七五第五二号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土への邦人の入域のあり方を見直さないとした内閣官房長官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土への邦人の入域のあり方を見直さないとした内閣官房長官の発言に関する質問に対する答弁書

一及び五について

先の答弁書（平成二十二年八月十日内閣衆質一七五第二一号）二から五までについて述べたとおりである。

二について

仙谷内閣官房長官は、北方領土に入域したことはない。

三及び四について

政府としては、御指摘のようなロシア連邦政府による開発計画や外国人労働者に関する情報を含め、北方領土における社会経済状況について必要な情報の収集を行ってきたが、その内容等について具体的にお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

六について

政府としては、日露間の最大の懸案である北方領土問題を最終的に解決してロシア連邦との間で平和条

約を締結するとの方針にのっとり、強い意思をもってロシア連邦政府との交渉を行っていく考えである。